



保健予防課 TEL(883)1172

雄和・河辺 集団健診

秋田区域のかたも受けられます

平成17年度から、これまで秋田区域で行ってきた検診車の巡回検診(胸部検診・胃がん検診)、医療機関での受診(基本健康診査・各種がん検診)に加え、河辺・雄和区域で下記のような集団健診を行います。

これは河辺・雄和区域以外のかたも受診できます。これまで11月に市保健センターで行っていた追加健診はなくなりますので、秋田区域のかたで集団健診を希望するかたは河辺・雄和区域の会場で受けてください。雄和区域は4月(下記参照)、河辺区域は7月に行います。

また、河辺・雄和区域のかたが秋田区域で行う検診車の巡回検診や医療機関での健診を受けることもできます。胸部検診は6月から、胃が

ん検診は7月から、医療機関での基本健康診査や各種がん検診は9・10月に行います。

なお、骨粗鬆症検診(9・10月)、歯周疾患検診(7～10月)は医療機関でのみ行います。対象となるかたには後日、受診券を郵送します。

対象年齢などが一部変わります

子宮がん・乳がん検診が2年に1回の受診になるほか、対象年齢などが次のように変わります。

胸部検診 結核検診は65歳以上、肺がん検診は40歳以上が対象に。

子宮がん検診 対象年齢を20歳以上に引き下げ。子宮体がん検診は廃止。

乳がん検診 対象年齢を40歳以上に引き上げ。マンモグラフィ(乳房X線撮影装置)検査を導入。

歯周疾患検診 新たに60歳・70歳のかたも対象に。

雄和 集団健康診査



申し込みは必要ありません。直接会場へどうぞ。乳がん検診はマンモグラフィ検査に時間がかかるため、各日先着30人程度となります。

今回受けられないかたは、7月の河辺区域の集団健診、または検診車・医療機関での健診を受けてください。

なお、この健診は雄和区域以外のかたも受けられます。

対象

秋田市に住民票があり、勤務していないかた、もしくは勤務先で健診を受けないかた

受診が無料になるかた

次のかたは「健康保険証」など、年齢を証明できるものをお持ちください...65歳以上 胸部検診が無料 70歳以上 基本健康診査・肝炎ウイルス検診・胸部検診が無料 75歳以上 前立腺がん検診以外が無料

生活保護受給世帯のかたは「医療のしおり」をお持ちください

市民税が非課税のかたは平成16年度の「市・県民税(所得・課税)証明書」をお持ちください。

証明書をお求めの際、「健診受診のために必要」とお申し出いただければ発行手数料はかかりません

秋田市国民健康保険の被保険者は「国民健康保険被保険者証」をお持ちください...基本健康診査・前立腺がん検診・大腸がん検診・胃がん検診・子宮がん検診が無料

受付時間は午前8時～10時。ただし、子宮がん検診と乳がん検診は正午～午後1時。

日程と会場

健診名	会場	対象地区
4月14日(木)	雄和 公民館 (市民センター隣)	石田・平沢・種沢
4月15日(金)		銅屋・高野・寺沢・山崎
4月19日(火)		鹿野戸・白鳥の丘・本田・沖村・芝野
4月20日(水)		女米木・戸賀沢・高清水
4月21日(木)		黒瀬・湯野目・安養寺 三替沢・樺台・水沢
4月22日(金)		樺川・妙法・上大部 糠塚・平尾鳥・相川宿舎
4月26日(火)	雄和南 体育館 (雄和神ヶ村)	中ノ沢・萱ヶ沢・碓田
4月27日(水)		神ヶ村・向野・左手子・繋
4月28日(木)		新波

健診名	対象(17年度中に達する年齢)	料金(予定)
基本健康診査	40歳以上のかた	1,500円
肝炎ウイルス検診	基本健康診査を同時に受診される次のかた 【節目検診】 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になるかた 【節目検診以外のかた】 ・過去に肝機能異常を指摘されたことのあるかた ・広範な外科手術を受けたことのあるかた、または、妊娠・分娩時に多量に出血したことのあるかたで、定期的に肝機能検査を受けていないかた	700円
前立腺がん検診	基本健康診査を同時に受診する50歳以上の男性	500円
大腸がん検診	40歳以上のかた	600円
胃がん検診	40歳以上のかた	1,100円
胸部検診(肺がんと結核)	65歳以上のかた...結核・肺がん検診 40～64歳のかた...肺がん検診 喀痰細胞診検査の対象...①50歳以上で、喫煙指数(1日平均の喫煙本数×喫煙年数)が600以上のかた②最近6か月以内に血の混じった痰がでたかたで、検査を希望するかた	65歳以上 無料 40～64歳 300円 喀痰細胞診検査 700円
乳がん検診	40歳以上で偶数歳になる女性	40歳代 1,800円 50歳以上 1,200円
子宮がん検診	20歳以上で偶数歳になる女性	700円

受診の際の注意点

基本健康診査の採尿容器、大腸がん検診の採便容器は、4月1日(金)から雄和市民センターと大正寺連絡所でお配りします

基本健康診査を受けるかたは、朝食をとらないでおいでください

胃がん検診を受けるかたは、前日の夜8時から検診終了まで、飲食・喫煙を避けてください
健康手帳をお持ちのかたはお持ちください

問い合わせ

雄和市民センター福祉保健班
TEL(886)5530
保健予防課TEL(883)1172

乳幼児 心身障害(児)者 母子父子家庭のかた



福祉医療費の申請を

下の表1に該当するかたは、申請すると福祉医療費の受給者証が交付されます。診療を受ける際、この受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。今まで申請をしていなかったかたは、障害福祉課医療福祉室へお問い合わせください。

福祉医療費助成制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までを1年度としています。平成16年度(平成16年8月1日～17年7月31日)の受給者証の交付にあたっては、平成16年度(15年中)の所得を確認します。

以前、所得制限を超えているため該当しなかったかたでも、修正申告などにより平成16年度(15年中)の所得が少なくなったり扶養人数が増えたりした場合は、申請月から交付される場合があります。

表1

対象者	該当要件1	該当要件2
乳幼児	0歳児～小学校就学前までのお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	
	0・1歳児	全員に入院・通院の費用を助成します (所得確認があります)
	2歳以上	通院には所得制限があります 入院は全員に助成します(所得確認があります) *所得制限を超え、受給者証をお持ちでない未就学のおさんが入院する場合は、健康保険証と印鑑をお持ちになって申請してください。 なお、平成16年1月1日現在、秋田市以外(旧河辺町・雄和町を除く)にお住まいだったかたは、前に住んでいた市町村発行の「平成16年度所得証明書(15年中の所得)」が必要です
下記の家庭の児童 ・母子父子家庭 ・父母のいない家庭 ・父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持っている家庭	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	・社会保険本人は該当しません ・所得制限があります
重度心身障害(児)者	身体障害者手帳(1～3級)または、療育手帳Aをお持ちのかた	・社会保険本人は所得制限があります
高齢身体障害者	65歳以上で、身体障害者手帳(4～6級)をお持ちのかた	・社会保険本人は該当しません ・所得制限があります

表1でいう「社会保険本人」とは国民健康保険(市町村国民健康保険、国民健康保険組合)以外の健康保険に加入している被保険者をさします。

問い合わせ

障害福祉課 医療福祉室 老人・福祉医療担当
TEL(866)2513 FAX(863)6362
ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/>

乳幼児の所得制限は？



福祉医療費助成制度で2歳以上の乳幼児が通院する場合の所得制限は表2のとおりです。

平成16年度(15年中の所得)の総所得額から、社会保険料控除一律8万円、配偶者特別控除額などを控除した額が表2の基準額以内であれば、制度に該当します。

総所得額は、市・県民税を納付する通知書(下のA・B)でご確認ください。父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断します。

A サラリーマンで市・県民税を

市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額」欄の額

B A以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた

市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている明細書(所得・控除)の「総所得 + 」欄の額

扶養人数	所得基準額
0人	234万2千円
1人	272万2千円
2人	310万2千円
3人	348万2千円

* 扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます

乳幼児以外の所得基準額については、お問い合わせください。